

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法系を持つ言語であります。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の推進に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23年)8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものです。

記

手話が音声言語と同様に極めて重要な役割を担う言語であるという認識の下、手話に対する国民の理解を深めるとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

平成26年9月24日

春日市議会

国会に憲法改正の発議を求める意見書

日本国憲法は昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまで約70年が過ぎ、わが国を巡る内外の諸情勢は劇的な変化を遂げてきた。日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化をはじめ、家族、環境などの諸問題、そして大規模災害等への対応が求められている。

このような状況の変化を受け、様々な憲法改正案が各政党や報道機関、民間団体から提唱されている。国会においても平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

よって、国におかれては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため憲法審査会において憲法改正案を策定し、国民に丁寧に説明するとともに国民的な議論を経て国民が自ら判断する国民投票を実施できるよう強く要望する。

平成26年9月24日

春日市議会

議会報編集特別委員会			
委員	委員	副委員長	委員長
高橋裕子	中原智昭	松尾徳晴	榊朋之

これから、冬至まで夜が長くなりま
す。皆様は、秋分の日から春分の日ま
での日数の方が、春分の日から秋分の日
までより「約6日間」少ないという
事を考えたことはありませんか。地球の
公転は楕円になっていて、北半球の日
本が冬の時期は太陽に近い、公転上を
移動するのが早いため、ケプラーの
法則です。

私たち議会報編集特別委員は、考
え方に柔軟性を持ち、かつ複眼的な視点
でこれからも、皆様にわかりやすく親
しみやすい、議会報づくりに委員一
同、より一層心がけてまいります。少
しずつの内容改革でしたが、4年間の
スパンで見ると随分変更したと感
じます。

風邪とインフルエンザの季節にな
ります。対策は「予防接種」がいそし
て手洗い」です。人は健康が一番。
(まつとく)